

入林（許可捕獲等）する場合の遵守事項

道有林内では、森林土木事業、森林整備事業、造林事業などの各種事業現場があり、また、林内調査などで森林室職員等が入林している場合があります。

許可捕獲等で道有林に入林される皆様には、万が一にも人身事故などのないよう、次のことを遵守していただきますようお願いいたします。

遵守されない場合、狩猟入林証等を返納していただくことがあります。

記

1 事故の防止について

- (1) 事故の未然防止のため、森林室職員・巡視員・工事関係者等の指示に従ってください。
- (2) 道有林野内の道路からの発砲や、立木や標識類、ゲート等の施設への発砲は、法律に違反する行為であり、絶対に行わないでください。
なお、ゲートや標識などの施設を破損した場合は、法律によって罰せられるとともに損害賠償が請求されます。
- (3) 捕獲したエゾシカ及び残滓の放置は、森林施業の支障となるだけでなく、ヒグマを誘因し森林散策等の入林者への人身事故を引き起こす危険性がありますので、残滓は必ず回収するとともに、藁やゴミは持ち帰ってください。
- (4) 事故防止のため必ず猟銃の矢先の安全を確認し、人がいないことが確実な状況でのみ捕獲を実施してください。

2 狩猟入林証の携行等について

道有林野内へ入林するときは、必ず「狩猟入林証」を携行し、関係者から求められた場合は、必ず提示してください。

3 車両の乗り入れについて

- (1) 「車両入林証」は、車両フロントの車外から見やすい場所に掲示してください。
- (2) 林道のみ、車両の乗り入れができます。施業道等の通行は禁止します。
- (3) 車両で道有林野内の道路を通行するときは、見通しの悪い場所や整備が十分でない場合がありますので、十分に安全確認を行ってください。（時速 20 km 以下での走行、カーブ等での徐行、路肩、落石に対する注意など）
- (4) **スノーモビルの使用について（積雪期）**
 - ・スノーモビルの使用は、「個体数調整捕獲」及び「有害鳥獣捕獲」などにおける捕獲個体の運搬についてのみ認めます。
 - ・一般の狩猟者と誤認を避けるため、入林の際は「個体数調整捕獲」又は「有害鳥獣捕獲」と表示した腕章等を必ず着用すること。
 - ・スノーモビルの使用は、樹木の保護や事故防止のため、原則として林道以外の場所は認めません。
 - ・一般入林者の安全確保のため、スノーモビルの運行について、林道入口等に看板を設置すること。なお、看板には「個体数調整捕獲」又は「有害鳥獣捕獲」等を併せて表示してください。

4 関係法令等の遵守等について

- (1) 森林法、自然公園法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律及び関係法令を遵守してください。
- (2) 道有林野内での野営やたき火など、火気は使用しないでください。また、たばこの投げ捨ては決して行わないでください。
- (3) 林野又は樹木等を損傷してはいけません。

5 事故等が発生した場合の責任について

万が一、道有林野内で事故等が発生した場合は、入林者は必要な処置後、速やかに最寄りの警察署と森林室へ連絡してください。

なお、道有林野内で事故などが発生した場合の責任は、入林者自らが負うものとし、北海道は一切の責任を負いません。

後志総合振興局森林室管理課

〒 044-0034 虻田郡倶知安町南 4 条西 1 丁目

TEL 0136-22-1153 fax 0136-22-3749